

新	旧	備考
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険 外貨建対応方式特約書 平成17年10月1日 05 - 制度 - 00049 沿革（略） <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険 外貨建対応方式特約書 平成17年10月1日 05-制度-00049 沿革（略）	
（この特約書の対象） 第1条 この特約書は、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00007。以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約（資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年3月22日 07 - 制度 - 00012）に規定する資源エネルギー総合保険B特約及び劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について（平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026）に規定する劣後ローン特約を付したものを除く。）であって、外貨建対応方式を採用する案件を対象とする。	（この特約書の対象） 第1条 この特約書は、海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下「約款」という。）に基づき締結される保険契約（「資源エネルギー案件に係る海外投資保険又は海外事業資金貸付保険の取扱について」（平成19年3月22日 07 - 制度 - 00012）に規定する資源エネルギー総合保険B特約及び「劣後ローン案件に係る海外事業資金貸付保険の取扱について」（平成19年6月21日 07 - 制度 - 00026）に規定する劣後ローン特約を付したものを除く。）であって、外貨建対応方式を採用する案件を対象とする。	
（保険価額） 第2条 約款第33条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、 <u>海外事業資金貸付金債権等</u> （約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された貸付金等（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額）を <u>海外事業資金貸付金債権等に係る契約</u> の締結日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 貸付金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつ	（保険価額） 第2条 約款第33条第2項第1号の規定にかかわらず、保険価額は、貸付金債権等（約款第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）に基づく外貨（貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度-00034）（以下「保険料率等規程」という。）別表第6（2）に掲げる外貨に限る。）で表示された貸付金等（約款第2条第4号に規定するものをいう。）の額（二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、各時期において償還を受けるべき当該貸付金等の額）を <u>海外事業資金貸付（約款第2条第3号に規定するものをいう。）のための契約</u> の締結日における邦貨換算率（1外貨当たりの邦貨の値であり、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。）が提示する対顧客直物電信売相場の始値と買相場の始値の平均値であって、日本貿易保険が認めたもの。以下同じ。）に次の各号に定める値を乗じたもの（以下「上限邦貨換算率」という。）により邦貨に換算した額とする。 一 貸付金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあつ	

新	旧	備考
ては2 二 貸付金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては3	ては2 二 貸付金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては3	
第3条（略）	第3条（略）	
（てん補責任額） 第4条 約款第33条第2項第2号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は <u>海外事業資金貸付金債権等</u> に基づく償還期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。	（てん補責任額） 第4条 約款第33条第2項第2号の規定にかかわらず、てん補責任額は、上限邦貨換算率又は貸付金債権等に基づく償還期限における邦貨換算率のいずれか小さい数値により邦貨に換算した額とする。	
（保険料） 第5条 この特約書に係る保険料の額は、次の各号により算出された額とする。 一 貸付金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては、第3条の保険金額（ <u>海外事業資金貸付金債権等</u> の元本に係るものに限る。）に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額 二 貸付金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては、第3条の保険金額（ <u>海外事業資金貸付金債権等</u> の元本に係るものに限る。）に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の3分の1の額	（保険料） 第5条 この特約書に係る保険料の額は、次の各号により算出された額とする。 一 貸付金等の額がアメリカ合衆国ドル又はユーロの場合にあっては、第3条の保険金額（貸付金債権等の元本に係るものに限る。）に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の2分の1の額 二 貸付金等の額が前号に掲げる外貨以外の場合にあっては、第3条の保険金額（貸付金債権等の元本に係るものに限る。）に保険料率等規程に規定する保険料率を乗じて得た額の3分の1の額	
第6条（略） <u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	第6条（略）	